

自転車指導啓発重点地区（鯉沢警察署）

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 交差点等で徐行や一時停止をしない
- ながら運転（※傘差し・携帯電話）
- 歩道通行や右側通行



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

1 歩道は例外、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

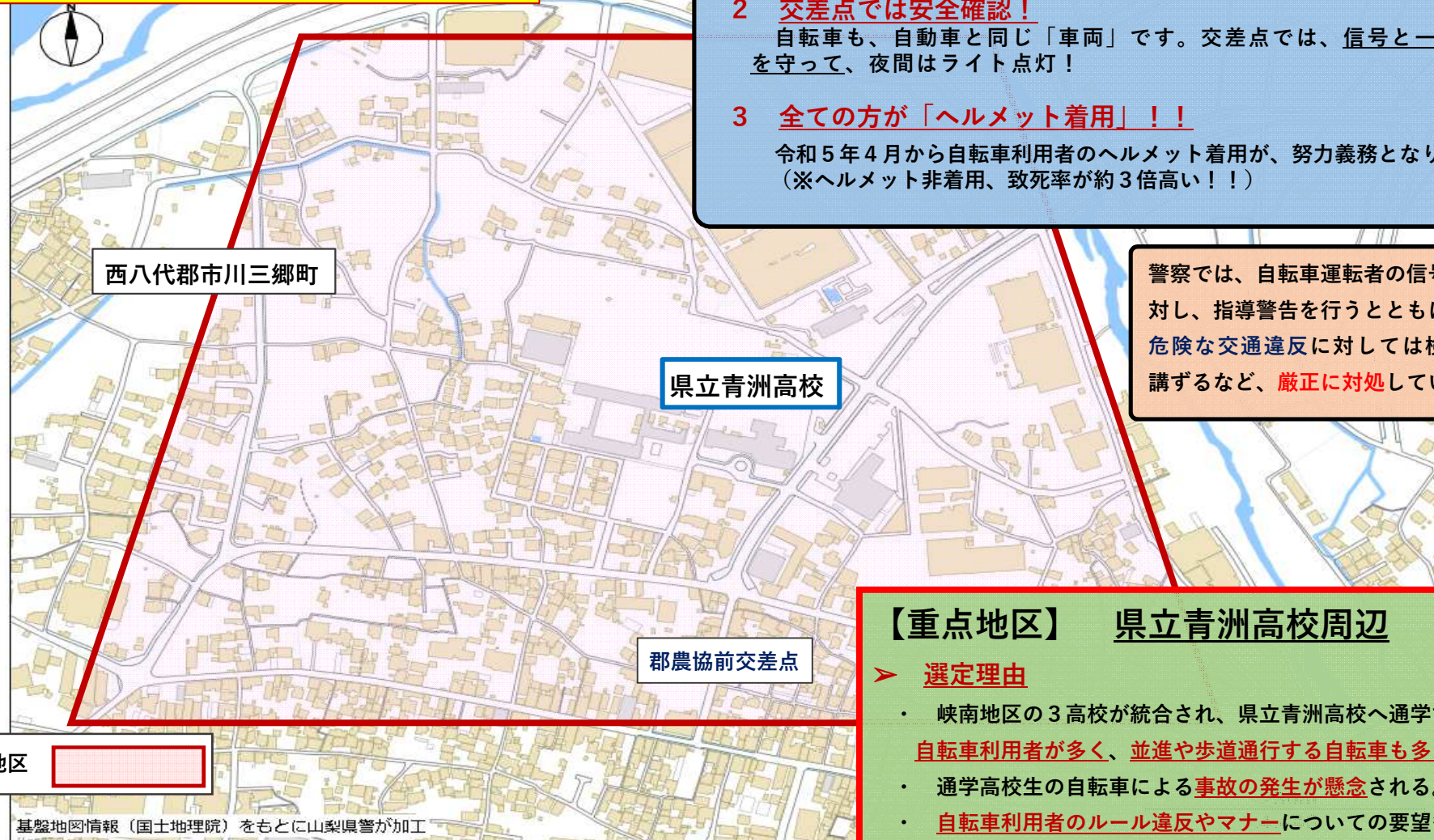
2 交差点では安全確認！

自転車も、自動車と同じ「車両」です。交差点では、信号と一時停止を守って、夜間はライト点灯！

3 全ての方が「ヘルメット着用」！！

令和5年4月から自転車利用者のヘルメット着用が、努力義務となりました。（※ヘルメット非着用、致死率が約3倍高い！！）

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、**厳正に対処**しています。



【重点地区】 県立青洲高校周辺

➤ 選定理由

- ・ 峡南地区の3高校が統合され、県立青洲高校へ通学する学生の**自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車も多い。**
- ・ 通学高校生の自転車による**事故の発生が懸念**される。
- ・ **自転車利用者のルール違反やマナー**についての要望多数